

当別町障害者活躍推進計画

機関名	当別町
任命権者	当別町長
計画期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日(3年間)
当別町における障害者雇用に関する課題	当別町においては、令和6年度において、障害者法定雇用率が未達成であるため、令和7年1月から令和7年12月を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行っているところである。 計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である職員の活躍のために、更なる体制整備や各種取組が必要である。
1 目標	
(1)採用に関する目標	当該年6月1日時点の法定雇用率を達成、維持をする。 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握、進捗管理をする。
(2)定着に関する目標	本計画期間内に採用した障害者である職員の定着状況を把握する。
2 取組内容	
(1)障害者の活躍を推進する体制整備	①障害者雇用推進者として総務部長を選任する。 ②障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
(2)障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	①身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ②各個人の就労の状況を適切に把握し、多様な業務を経験できるよう、障害者本人の希望に応じて、人事異動により担当業務を替えるだけでなく、職務の選定や創出について検討する。

(3)障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	① 障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ健常者と同じように働くことができる職場環境を整備する。 ②相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際など、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ③募集採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録をしており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(4)キャリア形成	①教育訓練の実施に当たっては、障害者本人の希望する内容を把握するとともに、障害者である職員以外の職員も受講可能な研修(初任者研修、階層別研修など)については、e ラーニングによる実施も含め、研修受講に必要な合理的配慮を検討し、本人が希望に応じて受講できるよう措置する。 ②障害者本人の希望や業務目標に応じて、当該スキルの習得に資する研修の受講を促すなど、能力向上の機会を提供する。
3 その他	・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。